

君津地域保健医療連携・地域医療構想調整会議傍聴要領

君津地域保健医療連携・地域医療構想調整会議

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻 10 分前までに、会場受付で氏名等を記入し、協議会の許可を受けた上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行なわないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行なわないこと。
ただし、協議会等の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

附 則

この要領は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。